

【上尾市】

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収に関するつづり

【お知らせ】

令和8年度より、「特別徴収に関するつづり」の送付を取りやめます。

特別徴収税額決定（変更）通知書の電子データが正本化されています。

特別徴収に関する情報は、上尾市のホームページをご確認ください。

各種申請書等は、eLTAX（エルタックス）での提出を推奨しています。

紙に印刷し郵送する手間、複数の市区町村への提出が一括で行えるなど事業所の事務負担の軽減に繋がります。



【eLTAXホームページ】

<お問い合わせ先> 上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当 TEL048-775-5132

※「特別徴収税額の決定（変更）通知書」に記載の「指定番号」をお知らせください。

— 目 次 —

1. 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書	1
2. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の取り扱いについて	1~4
3. 令和7年度から適用される主な改正	5
4. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（記入例）	6~7
5. 特別徴収切替届出（依頼）書（記入例）	7
6. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	8
7. 特別徴収切替届出（依頼）書	9
8. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	10
9. 特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書	11
10. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書	12
11. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例の承認申請書	13
12. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例の承認解除届出書	14
13. 退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納入内訳書	15
14. 指定通知書（ゆうちょ銀行・郵便局）	16

〈納入場所〉

(1) 金融機関

埼玉りそな銀行（上尾市役所内派出所含む）
りそな銀行・群馬銀行・武蔵野銀行・東和
銀行・栃木銀行・大光銀行・埼玉県信用金庫・
川口信用金庫・青木信用金庫・飯能信用金庫・
城北信用金庫・中央労働金庫・さいたま農
業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局（埼玉県、東京都、神
奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県及
び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局）

※一部金融機関において、窓口での納入取扱い
を終了する場合があります。詳しくは金融機
関へお問い合わせください。

(2) 上尾市役所・支所・出張所

平方支所・原市支所・大石支所・上平支所・
大谷支所
尾山台出張所・上尾駅出張所

市 民 税
令和7年度県 民 税 特別徴収義務者指定通知書
森林環境税

特別徴収義務者様

上尾市長 畠山 稔
(公印省略)

地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに上尾市税条例第44条及び第45条の規定により、貴事業所を令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定させていただきます。

つきましては、別紙「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載の特別徴収税額をご確認のうえ、徴収及び納入をお願いします。

なお、同封しました「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」のうち、特別徴収ができない納税義務者が含まれていた場合には、このつづりにあります「給与所得者異動届出書」をご記入のうえ、ご提出くださいますようお願いします。

市 民 税
県 民 税 の特別徴収の取り扱いについて
森 林 環 境 税

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税義務者の便宜を図るため、地方税法並びに上尾市税条例の規定により、納税義務者が1年間に納入しなければならない市民税・県民税・森林環境税額を、12回(6月から翌年5月まで)に分割して各納税義務者に支払われる給与から徴収し、その徴収額をまとめて毎月事業所等が納入する制度をいいます。また、納税義務者から徴収した額を納めていただく事業所等を特別徴収義務者といいます。

特別徴収義務者の一斉指定により、給与の支払があるものは原則特別徴収が義務付けられています。そのため、普通徴収(個人納付)となる納税義務者がいる場合には、給与支払報告書の提出の際にあわせて「普通徴収切替理由書」の提出が必要となります。

2. 納入

各納税義務者から徴収された月割額は、「納入書」によって指定された金融機関に、徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。(10日が土日祝日のときは翌営業日となります。)

(1) 納期特例について

① 納期特例とは

毎月納入している特別徴収税額を年2回にまとめて納入する制度です。具体的には、毎月徴収した特別徴収税額のうち、6月分から11月分を11月分の納期限(12月10日頃)、12月分から翌年5月分を5月分の納期限(6月10日頃)の2回に分けて納入することとなります。

② 対象となる特別徴収義務者

納期特例の承認を受けることのできる特別徴収義務者は、

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所等です。
(他市町村の従業員も含めた、事業所全体の人数です。)
※市税の著しい納入遅延、滞納があると、承認されない場合もあります。

③ 手続方法について

納期特例の承認を受ける場合には、13ページの「市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例の承認申請書」に必要事項を記入し、上尾市役所市民税課まで提出してください。

また、納期特例の要件を欠いた場合には、14ページにある「市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例の承認解除届出書」に必要事項を記入し、上尾市役所市民税課まで提出してください。

④ 注意事項

承認を受けた後であっても、徴収金の著しい納入遅延があった場合は、承認の取消をさせていただくことがあります。

なお、変更がない場合は継続となりますので、改めて申請していただく必要はありません。

(2) 納期限内に月割額を納入しなかった場合について

① 督促状の発送について

納期限内に納入されない場合には、督促状を発送します。

② 延滞金について

徴収して納入すべき特別徴収税額を、納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該税額について延滞金額を加算して納入しなければなりません。延滞金の割合は、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、「年7.3%」と「延滞金特例基準割合+1.0%」のいずれか低い割合を適用し、納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間については、「年14.6%」と「延滞金特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合を適用します。

延滞金を計算するにあたり、各納期の税額の1,000円未満の端数金額、及び算出した延滞金の額の100円未満の端数金額は切り捨てます。また、各納期の税額が2,000円未満、又は算出した延滞金の額が1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。

3. 納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合

納税義務者に退職・転勤・休職・死亡等の異動があった場合には、その異動があった月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」という。)を上尾市役所市民税課まで提出してください。非課税者の場合も提出が必要です。「異動届出書」の用紙が不足する場合は、コピーしてご利用いただくか、上尾市役所市民税課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

(1) 転勤・転職により特別徴収を継続して行う場合(記入例 6 ページ)

「異動届出書」に必要事項を記入し、新特別徴収義務者に送付してください。また、新特別徴収義務者から上尾市役所市民税課まで提出するようご通知ください。

(2) 退職時における残額の一括徴収について(記入例 6 ページ)

1月1日から4月30日までの退職者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。それ以前の退職者でも、本人の同意のうえ極力一括徴収していただきますようご協力をお願いします。なお、死亡退職の場合は、一括徴収できません。

(3) 普通徴収から特別徴収への切り替え(記入例 7 ページ)

就職等により新たに特別徴収を行う方がいる場合は、「特別徴収切替届出(依頼)書」に必要事項を記入し、上尾市役所市民税課まで提出してください。

- (4) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書について
令和8年度の給与支払報告書を提出する市区町村が上尾市でない納税義務者について、異動があった場合は、上尾市だけではなく転出先の市区町村にも「異動届出書」の提出が必要です。

4. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算されます。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

※退職所得の金額の計算は収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額とされていますが、勤続年数が5年以下の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。この2分の1を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員・国家公務員・地方公務員が対象となります。また、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1を乗じる措置が適用されません。

(2) 退職所得控除額の計算

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

② 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数については、1年未満を切上げ。なお、障害による退職の場合は、①または②の金額に100万円が加算されます。

(3) 税額の算出

退職所得の金額に、税率(市民税6%、県民税4%)を適用して計

算します。

※特別徴収すべき税額(市民税額、県民税額)に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

(4) 納入書ならびに納入申告書

- ① 上尾市指定の納入書をご利用ください。
- ② 納入書は給与にかかる税額欄と退職所得にかかる税額欄とに分かれておりますので、退職所得にかかる分については必ず退職所得の税額欄に記入してください。
- ③ 紳入申告書は納入書の裏面に規定されているため、必ず記入してください。

※15ページの「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納入内訳書」につきましては、対象の方が複数いる場合や、2社以上から支払いがある場合などに、ご利用ください。

5. OCR用納入書の取り扱いについて

(1) 取り扱いの注意点

- ① 紳入金額に変更がない場合は、何も記入せずに納めてください。
- ② 上尾市では、税額変更により納入金額に変更が生じた場合においても再度納入書を送付していません。印字された金額を訂正してご利用ください。
- ③ 納入金額欄に￥記号は記入しないでください。
- ④ 退職者へはOCR用納入書を渡さないでください。退職者本人には別途個人用納付書を送付します。

(2) 納入金額の変更に伴う納入書の記入例

[記入例 1]

納入金額（1）の金額を黒のボールペン等で消して、納入金額（2）に変更後の金額を記入してください。なお、金融機関によっては訂正印を求められる場合があります。

埼玉県 上尾市 市民税 納入済通知書◎		森林環境税	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
112194	00160-5-960477	上尾市会計管理者	
		年 月分	指定期番号
令和 ××06		87654321	納入金額(1) 円 100,000
ID	算定期割 C/D	給与分 一括徴収 分を含む	億千百十 万千百十 円 50000
コード	調定期割 C/D	退職所得分	500000
科目 詳細 年度分 納 C/D		延滞金	
納期限 令和××年 7月10日			
取りまとめ局			
株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金 事務センター (〒330-9794)		(2) 合計額	550000
領 取 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	様	

※この納入済通知書は直接機械に読みますので折ったり汚したりしないでください。
上記のとおり通知します。(受付店→埼玉りそな銀行上尾支店(取りまとめ店)→上尾市)(上尾市保管)

※ 退職所得分として納入する金額が生じた場合には、納入済通知書裏面の納入申告書を必ず記入してください。

[記入例 2]

予備用紙を使う場合は、年・月分・納期限を記入してください。また、納入金額（2）は、[記入例 1] を参考に記入してください。

埼玉県 上尾市 市民税 納入済通知書◎		森林環境税	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
112194	00160-5-960477	上尾市会計管理者	
		年 月分	指定期番号
令和 ××06		87654321	納入金額(1) 円 100,000
ID	算定期割 C/D	給与分 一括徴収 分を含む	億千百十 万千百十 円 50000
コード	調定期割 C/D	退職所得分	500000
科目 詳細 年度分 納 C/D		延滞金	
納期限 令和××年 7月10日			
取りまとめ局			
株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金 事務センター (〒330-9794)		(2) 合計額	580000
領 取 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	様	

※この納入済通知書は直接機械に読みますので折ったり汚したりしないでください。
上記のとおり通知します。(受付店→埼玉りそな銀行上尾支店(取りまとめ店)→上尾市)(上尾市保管)

令和7年度から適用される主な改正

(1) 個人住民税における定額減税

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において、本人及び配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を減税する「定額減税」が実施されました。

令和6年度分の個人住民税の定額減税において、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」はその把握が困難なことから扶養親族等の算定対象となりませんでした。そのため、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等に当該情報を記載することとし、令和7年度分の個人住民税から「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税(1万円)を実施することとされました。

【※】控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、前年の合計所得金額が1,000万円以上である納税義務者の同一生計配偶者をいいます。

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるようとされました。令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同申告書について適用されます。

なお、個人住民税の「給与所得者の扶養親族等申告書」は、所得税の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」と統合した1枚の様式となっています。

		年 度		1. 現 年 度		2. 新 年 度		3. 両 年 度	
		特別微収義務者番号		特別微収義務者番号		特別微収義務者番号		特別微収義務者番号	
給与支払義務者番号		所在地		○○県××市△△1-2-3		○○県××市△△1-2-3		○○県××市△△1-2-3	
氏名又は名称		フリガナ		カジキキタクシャ マルバツシヨウ		カジキキタクシャ マルバツシヨウ		カジキキタクシャ マルバツシヨウ	
個人番号		又は法人番号		1234567890123		1234567890123		1234567890123	
受給者番号		氏名		上尾一郎		アケダ イチロウ		アケダ イチロウ	
生年月日		年 ● 月 ● 日		昭和●●年 ● 月 ● 日		(ア) 特別微収義務者番号		新勤務等により異動後の勤務先で引き続き特別微収を行う場合、個人番号は前勤務先では記入しないでください。	
現在の住所		所在地		○○県××市△△3-2-1		○○県××市△△3-2-1		○○県××市△△3-2-1	
異動後の住所		所在地		○○県××市□□6-5-4		145,000円		49,000円	
受給者番号		氏名		アケダ イチロウ		アケダ イチロウ		アケダ イチロウ	
生年月日		年 ● 月 ● 日		昭和●●年 ● 月 ● 日		6月から9月まで		10月から5月まで	
扶養親族		扶養親族		1		2		3	
扶養親族		扶養親族		2		3		4	
扶養親族		扶養親族		3		4		5	
扶養親族		扶養親族		4		5		6	
扶養親族		扶養親族		5		6		7	
扶養親族		扶養親族		6		7		8	
扶養親族		扶養親族		7		8		9	
扶養親族		扶養親族		8		9		10	
扶養親族		扶養親族		9		10		11	
扶養親族		扶養親族		10		11		12	
扶養親族		扶養親族		11		12		13	
扶養親族		扶養親族		12		13		14	
扶養親族		扶養親族		13		14		15	
扶養親族		扶養親族		14		15		16	
扶養親族		扶養親族		15		16		17	
扶養親族		扶養親族		16		17		18	
扶養親族		扶養親族		17		18		19	
扶養親族		扶養親族		18		19		20	
扶養親族		扶養親族		19		20		21	
扶養親族		扶養親族		20		21		22	
扶養親族		扶養親族		21		22		23	
扶養親族		扶養親族		22		23		24	
扶養親族		扶養親族		23		24		25	
扶養親族		扶養親族		24		25		26	
扶養親族		扶養親族		25		26		27	
扶養親族		扶養親族		26		27		28	
扶養親族		扶養親族		27		28		29	
扶養親族		扶養親族		28		29		30	
扶養親族		扶養親族		29		30		31	
扶養親族		扶養親族		30		31		32	
扶養親族		扶養親族		31		32		33	
扶養親族		扶養親族		32		33		34	
扶養親族		扶養親族		33		34		35	
扶養親族		扶養親族		34		35		36	
扶養親族		扶養親族		35		36		37	
扶養親族		扶養親族		36		37		38	
扶養親族		扶養親族		37		38		39	
扶養親族		扶養親族		38		39		40	
扶養親族		扶養親族		39		40		41	
扶養親族		扶養親族		40		41		42	
扶養親族		扶養親族		41		42		43	
扶養親族		扶養親族		42		43		44	
扶養親族		扶養親族		43		44		45	
扶養親族		扶養親族		44		45		46	
扶養親族		扶養親族		45		46		47	
扶養親族		扶養親族		46		47		48	
扶養親族		扶養親族		47		48		49	
扶養親族		扶養親族		48		49		50	
扶養親族		扶養親族		49		50		51	
扶養親族		扶養親族		50		51		52	
扶養親族		扶養親族		51		52		53	
扶養親族		扶養親族		52		53		54	
扶養親族		扶養親族		53		54		55	
扶養親族		扶養親族		54		55		56	
扶養親族		扶養親族		55		56		57	
扶養親族		扶養親族		56		57		58	
扶養親族		扶養親族		57		58		59	
扶養親族		扶養親族		58		59		60	
扶養親族		扶養親族		59		60		61	
扶養親族		扶養親族		60		61		62	
扶養親族		扶養親族		61		62		63	
扶養親族		扶養親族		62		63		64	
扶養親族		扶養親族		63		64		65	
扶養親族		扶養親族		64		65		66	
扶養親族		扶養親族		65		66		67	
扶養親族		扶養親族		66		67		68	
扶養親族		扶養親族		67		68		69	
扶養親族		扶養親族		68		69		70	
扶養親族		扶養親族		69		70		71	
扶養親族		扶養親族		70		71		72	
扶養親族		扶養親族		71		72		73	
扶養親族		扶養親族		72		73		74	
扶養親族		扶養親族		73		74		75	
扶養親族		扶養親族		74		75		76	
扶養親族		扶養親族		75		76		77	
扶養親族		扶養親族		76		77		78	
扶養親族		扶養親族		77		78		79	
扶養親族		扶養親族		78		79		80	
扶養親族		扶養親族		79		80		81	
扶養親族		扶養親族		80		81		82	
扶養親族		扶養親族		81		82		83	
扶養親族		扶養親族		82		83		84	
扶養親族		扶養親族		83		84		85	
扶養親族		扶養親族		84		85		86	
扶養親族		扶養親族		85		86		87	
扶養親族		扶養親族		86		87		88	
扶養親族		扶養親族		87		88		89	
扶養親族		扶養親族		88		89		90	
扶養親族		扶養親族		89		90		91	
扶養親族		扶養親族		90		91		92	
扶養親族		扶養親族		91		92		93	
扶養親族		扶養親族		92		93		94	
扶養親族		扶養親族		93		94		95	
扶養親族		扶養親族		94		95		96	
扶養親族		扶養親族		95		96		97	
扶養親族		扶養親族		96		97		98	
扶養親族		扶養親族		97		98		99	
扶養親族		扶養親族		98		99		100	
扶養親族		扶養親族		99		100		101	
扶養親族		扶養親族		100		101		102	
扶養親族		扶養親族		101		102		103	
扶養親族		扶養親族		102		103		104	
扶養親族		扶養親族		103		104		105	
扶養親族		扶養親族		104		105		106	
扶養親族		扶養親族		105		106		107	
扶養親族		扶養親族		106		107		108	
扶養親族		扶養親族		107		108		109	
扶養親族		扶養親族		108		109		110	
扶養親族		扶養親族		109		110		111	
扶養親族		扶養親族		110		111		112	
扶養親族		扶養親族		111		112		113	
扶養親族		扶養親族		112		113		114	
扶養親族		扶養親族		113		114		115	
扶養親族		扶養親族		114		115		116	
扶養親族		扶養親族		115		116		117	
扶養親族		扶養親族		116		117		118	
扶養親族		扶養親族		117		118		119	
扶養親族		扶養親族		118		119		120	
扶養親族		扶養親族		119		120		121	
扶養親族		扶養親族		120		121		122	
扶養親族		扶養親族		121		122		123	
扶養親族		扶養親族		122		123		124	
扶養親族		扶養親族		123		124		125	
扶養親族		扶養親族		124		125		126	
扶養親族		扶養親族		125		126		127	
扶養親族		扶養親族		126		127		128	
扶養親族		扶養親族		127		128		129	
扶養親族		扶養親族		128		129		130	
扶養親族		扶養親族		129		130		131	
扶養親族		扶養親族		130		131		132	
扶養親族		扶養親族		131		132		133	
扶養親族		扶養親族		132		133		134	
扶養親族		扶養親族		133		134		135	
扶養親族		扶養親族		134		135		136	
扶養親族		扶養親族		135		136		137	
扶養親族		扶養親族		136		137		138	
扶養親族		扶養親族		137		138		139	
扶養親族		扶養親族		138		139		140	
扶養親族		扶養親族		139		140		141	
扶養親族		扶養親族		140		141		142	
扶養親族		扶養親族		141		142		143	
扶養親族		扶養親族		142		143		144	
扶養親族		扶養親族		143		144		145	
扶養親族		扶養親族		144		145		146	
扶養親族		扶養親族		145		146		147	
扶養親族		扶養親族		146		147		148	
扶養親族		扶養親族		147		148		149	
扶養親族		扶養親族		148		149		150	
扶養親族		扶養親族		149		150		151	
扶養親族		扶養親族		150		151		152	
扶養親族		扶養親族		151		152		153	
扶養親族		扶養親族		152		153		154	
扶養親族		扶養親族		153		154		155	
扶養親族		扶養親族		154		155		156	
扶養親族		扶養親族		155		156		157	
扶養親族		扶養親族		156		157		158	
扶養親族		扶養親族		157		158		159	
扶養親族		扶養親族		158		159		160	
扶養親族		扶養親族		159		160		161	
扶養親族		扶養親族		160		161		162	
扶養親族		扶養親族		161		162		163	
扶養親族		扶養親族		162		163		164	
扶養親族		扶養親族		163		164		165	
扶養親族		扶養親族		164		165		166	
扶養親族		扶養親族		165		166		167	
扶養親族		扶養親族		166		167		168	
扶養親族		扶養親族		167		168		169	
扶養親族		扶養親族		168		169		170	
扶養親族		扶養親族							

ANSWER

普通徵收記入例

普通徴収記入例		所在地 ○○県××市△△1-2-3		会員番号 フリガナ ナカシキガイシャ ブルバツシヨウジ		所属 人事課人事労務係	
氏名又は名称 氏名又は名称 株式会社 ○×商事		相続者先電話 000-000-0000 内線(9999)		特徴 花子			
個人番号 又は法人番号		1	2	3	4	5	6
個人番号 又は法人番号		7	8	9	10	11	12
個人番号 又は法人番号		13	14	15	16	17	18
個人番号 又は法人番号		19	20	21	22	23	24
個人番号 又は法人番号		25	26	27	28	29	30
個人番号 又は法人番号		31	32	33	34	35	36
個人番号 又は法人番号		37	38	39	40	41	42
個人番号 又は法人番号		43	44	45	46	47	48
個人番号 又は法人番号		49	50	51	52	53	54
個人番号 又は法人番号		55	56	57	58	59	60
個人番号 又は法人番号		61	62	63	64	65	66
個人番号 又は法人番号		67	68	69	70	71	72
個人番号 又は法人番号		73	74	75	76	77	78
個人番号 又は法人番号		79	80	81	82	83	84
個人番号 又は法人番号		85	86	87	88	89	90
個人番号 又は法人番号		91	92	93	94	95	96
個人番号 又は法人番号		97	98	99	100	101	102
個人番号 又は法人番号		103	104	105	106	107	108
個人番号 又は法人番号		109	110	111	112	113	114
個人番号 又は法人番号		115	116	117	118	119	120
個人番号 又は法人番号		121	122	123	124	125	126
個人番号 又は法人番号		127	128	129	130	131	132
個人番号 又は法人番号		133	134	135	136	137	138
個人番号 又は法人番号		139	140	141	142	143	144
個人番号 又は法人番号		145	146	147	148	149	150
個人番号 又は法人番号		151	152	153	154	155	156
個人番号 又は法人番号		157	158	159	160	161	162
個人番号 又は法人番号		163	164	165	166	167	168
個人番号 又は法人番号		169	170	171	172	173	174
個人番号 又は法人番号		175	176	177	178	179	180
個人番号 又は法人番号		181	182	183	184	185	186
個人番号 又は法人番号		187	188	189	190	191	192
個人番号 又は法人番号		193	194	195	196	197	198
個人番号 又は法人番号		199	200	201	202	203	204
個人番号 又は法人番号		205	206	207	208	209	210
個人番号 又は法人番号		211	212	213	214	215	216
個人番号 又は法人番号		217	218	219	220	221	222
個人番号 又は法人番号		223	224	225	226	227	228
個人番号 又は法人番号		229	230	231	232	233	234
個人番号 又は法人番号		235	236	237	238	239	240
個人番号 又は法人番号		241	242	243	244	245	246
個人番号 又は法人番号		247	248	249	250	251	252
個人番号 又は法人番号		253	254	255	256	257	258
個人番号 又は法人番号		259	260	261	262	263	264
個人番号 又は法人番号		265	266	267	268	269	270
個人番号 又は法人番号		271	272	273	274	275	276
個人番号 又は法人番号		277	278	279	280	281	282
個人番号 又は法人番号		283	284	285	286	287	288
個人番号 又は法人番号		289	290	291	292	293	294
個人番号 又は法人番号		295	296	297	298	299	300
個人番号 又は法人番号		301	302	303	304	305	306
個人番号 又は法人番号		307	308	309	310	311	312
個人番号 又は法人番号		313	314	315	316	317	318
個人番号 又は法人番号		319	320	321	322	323	324
個人番号 又は法人番号		325	326	327	328	329	330
個人番号 又は法人番号		331	332	333	334	335	336
個人番号 又は法人番号		337	338	339	340	341	342
個人番号 又は法人番号		343	344	345	346	347	348
個人番号 又は法人番号		349	350	351	352	353	354
個人番号 又は法人番号		355	356	357	358	359	360
個人番号 又は法人番号		361	362	363	364	365	366
個人番号 又は法人番号		367	368	369	370	371	372
個人番号 又は法人番号		373	374	375	376	377	378
個人番号 又は法人番号		379	380	381	382	383	384
個人番号 又は法人番号		385	386	387	388	389	390
個人番号 又は法人番号		391	392	393	394	395	396
個人番号 又は法人番号		397	398	399	400	401	402
個人番号 又は法人番号		403	404	405	406	407	408
個人番号 又は法人番号		409	410	411	412	413	414
個人番号 又は法人番号		415	416	417	418	419	420
個人番号 又は法人番号		421	422	423	424	425	426
個人番号 又は法人番号		427	428	429	430	431	432
個人番号 又は法人番号		433	434	435	436	437	438
個人番号 又は法人番号		439	440	441	442	443	444
個人番号 又は法人番号		445	446	447	448	449	450
個人番号 又は法人番号		451	452	453	454	455	456
個人番号 又は法人番号		457	458	459	460	461	462
個人番号 又は法人番号		463	464	465	466	467	468
個人番号 又は法人番号		469	470	471	472	473	474
個人番号 又は法人番号		475	476	477	478	479	480
個人番号 又は法人番号		481	482	483	484	485	486
個人番号 又は法人番号		487	488	489	490	491	492
個人番号 又は法人番号		493	494	495	496	497	498
個人番号 又は法人番号		499	500	501	502	503	504
個人番号 又は法人番号		505	506	507	508	509	510
個人番号 又は法人番号		511	512	513	514	515	516
個人番号 又は法人番号		517	518	519	520	521	522
個人番号 又は法人番号		523	524	525	526	527	528
個人番号 又は法人番号		529	530	531	532	533	534
個人番号 又は法人番号		535	536	537	538	539	540
個人番号 又は法人番号		541	542	543	544	545	546
個人番号 又は法人番号		547	548	549	550	551	552
個人番号 又は法人番号		553	554	555	556	557	558
個人番号 又は法人番号		559	560	561	562	563	564
個人番号 又は法人番号		565	566	567	568	569	570
個人番号 又は法人番号		571	572	573	574	575	576
個人番号 又は法人番号		577	578	579	580	581	582
個人番号 又は法人番号		583	584	585	586	587	588
個人番号 又は法人番号		589	590	591	592	593	594
個人番号 又は法人番号		595	596	597	598	599	600
個人番号 又は法人番号		601	602	603	604	605	606
個人番号 又は法人番号		607	608	609	610	611	612
個人番号 又は法人番号		613	614	615	616	617	618
個人番号 又は法人番号		619	620	621	622	623	624
個人番号 又は法人番号		625	626	627	628	629	630
個人番号 又は法人番号		631	632	633	634	635	636
個人番号 又は法人番号		637	638	639	640	641	642
個人番号 又は法人番号		643	644	645	646	647	648
個人番号 又は法人番号		649	650	651	652	653	654
個人番号 又は法人番号		655	656	657	658	659	660
個人番号 又は法人番号		661	662	663	664	665	666
個人番号 又は法人番号		667	668	669	670	671	672
個人番号 又は法人番号		673	674	675	676	677	678
個人番号 又は法人番号		679	680	681	682	683	684
個人番号 又は法人番号		685	686	687	688	689	690
個人番号 又は法人番号		691	692	693	694	695	696
個人番号 又は法人番号		697	698	699	700	701	702
個人番号 又は法人番号		703	704	705	706	707	708
個人番号 又は法人番号		709	710	711	712	713	714
個人番号 又は法人番号		715	716	717	718	719	720
個人番号 又は法人番号		721	722	723	724	725	726
個人番号 又は法人番号		727	728	729	730	731	732
個人番号 又は法人番号		733	734	735	736	737	738
個人番号 又は法人番号		739	740	741	742	743	744
個人番号 又は法人番号		745	746	747	748	749	750
個人番号 又は法人番号		751	752	753	754	755	756
個人番号 又は法人番号		757	758	759	760	761	762
個人番号 又は法人番号		763	764	765	766	767	768
個人番号 又は法人番号		769	770	771	772	773	774
個人番号 又は法人番号		775	776	777	778	779	780
個人番号 又は法人番号		781	782	783	784	785	786
個人番号 又は法人番号		787	788	789	790	791	792
個人番号 又は法人番号		793	794	795	796	797	798
個人番号 又は法人番号		799	800	801	802	803	804
個人番号 又は法人番号		805	806	807	808	809	810
個人番号 又は法人番号		811	812	813	814	815	816
個人番号 又は法人番号		817	818	819	820	821	822
個人番号 又は法人番号		823	824	825	826	827	828
個人番号 又は法人番号		829	830	831	832	833	834
個人番号 又は法人番号		835	836	837	838	839	840
個人番号 又は法人番号		841	842	843	844	845	846
個人番号 又は法人番号		847	848	849	850	851	852
個人番号 又は法人番号		853	854	855	856	857	858
個人番号 又は法人番号		859	860	861	862	863	864
個人番号 又は法人番号		865	866	867	868	869	870
個人番号 又は法人番号		871	872	873	874	875	876
個人番号 又は法人番号		877	878	879	880	881	882
個人番号 又は法人番号		883	884	885	886	887	888
個人番号 又は法人番号		889	890	891	892	893	894
個人番号 又は法人番号		895	896	897	898	899	900
個人番号 又は法人番号		901	902	903	904	905	906
個人番号 又は法人番号		907	908	909	910	911	912
個人番号 又は法人番号		913	914	915	916	917	918
個人番号 又は法人番号		919	920	921	922	923	924
個人番号 又は法人番号		925	926	927	928	929	930
個人番号 又は法人番号		931	932	933	934	935	936
個人番号 又は法人番号		937	938	939	940	941	942
個人番号 又は法人番号		943	944	945	946	947	948
個人番号 又は法人番号		949	950	951	952	953	954
個人番号 又は法人番号		955	956	957	958	959	960
個人番号 又は法人番号		961	962	963	964	965	966
個人番号 又は法人番号		967	968	969	970	971	972
個人番号 又は法人番号		973	974	975	976	977	978
個人番号 又は法人番号		979	980	981	982	983	984
個人番号 又は法人番号		985	986	987	988	989	990
個人番号 又は法人番号		991	992	993	994	995	996
個人番号 又は法人番号		997	998	999	1000	1001	1002
個人番号 又は法人番号		1003	1004	1005	1006	1007	1008
個人番号 又は法人番号		1009	1010	1011	1012	1013	1014
個人番号 又は法人番号		1015	1016	1017	1018	1019	1020
個人番号 又は法人番号		1021	1022	1023	1024	1025	1026
個人番号 又は法人番号		1027	1028	1029	1030	1031	1032
個人番号 又は法人番号		1033	1034	1035	1036	1037	1038
個人番号 又は法人番号		1039	1040	1041	1042	1043	1044
個人番号 又は法人番号		1045	1046	1047	104		

<p>※市町村記入欄</p> <p>3. 普通徴収の場合</p>	<p>理由 右から 種を 記入 出先</p> <p>1. 異動が令和年12月31まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下あるため 3. 死亡による退職であるため</p> <p>提出先 〒362-8501 山口市本町三丁目1番 上尾山郵便局 市税課 住民税課 徴収担当</p>
----------------------------------	---

特別徵收切替届出（依
○○是
平 012-3

<p>【注意】 記入してください。</p> <p>①納税通知書や領収証書（納付済みの納付書）は添付 （普通徴取の納付書も、紛失等により用意できない場合には、悉付の省略ができます。）</p> <p>②納税後または前年度分以前の普通徴収税額、65歳以上の方の年金所得に係る税額は特別徴収へ の切替えができますので、本人が直接お問い合わせください。</p> <p>③他の処理が保留となることがありますので、ご了承ください。</p> <p>④税額通知のお届けまで最大1ヶ月程度かかりますので、給与事務を考慮して特別徴収開始月として処理 記入し、余裕を持って提出してください。なお空欄の場合、受領月の翌々月を代替開始月として処理 します。</p>	<p>【提出先】〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号</p> <p>5税額通知を電子データで受け取るには、受給者番号の記入が必要です。受給者番号に不備がある場 合は、下記の手順で修正を行ってください。</p> <p>■特別徴収を開始する月を期別で記入してください。</p> <p>■月割額の通知が必要な日付を記入してください。</p> <p>■通知書発送日前の場合は電話でご連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">(期別)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">(月)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">(年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">～6月末日(1期納期限)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1月</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">～8月末日(2期納期限)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2月</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">～10月末日(3期納期限)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3月</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">～1月末日(4期納期限)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4月</td> </tr> </tbody> </table>	(期別)	(月)	(年)	～6月末日(1期納期限)	1月	2月	～8月末日(2期納期限)	2月	3月	～10月末日(3期納期限)	3月	4月	～1月末日(4期納期限)		4月
(期別)	(月)	(年)														
～6月末日(1期納期限)	1月	2月														
～8月末日(2期納期限)	2月	3月														
～10月末日(3期納期限)	3月	4月														
～1月末日(4期納期限)		4月														

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

(宛先) 上尾市長		給与支払義務者 (特別徴収義務者)	所在 地	〒								特別徴収義務者番号 宛名番号 所屬 氏名 担当者先 電話	
			フリガナ										
			氏名又は名称										
			個人番号 又は法人番号										
										←個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載			
給与所得者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由				異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名												
	生年月日 年 月 日												
	個人番号												
	受給者番号												
	1月1日現在の住所												
	異動後の住所												
				月から	月から	年		1 2 3 4 5 6 7	退転休死支合併の 職勤欠支額・不 ^レ 定期散他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
				月まで	月まで	月		右から番号を記入	事由・理由				
				円	円	円							

1. 特別徴収継続の場合									
(特別徴収義務務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)	法 人 番 号						
	所在 地	〒	担当者連絡先		所 属				
	フリガナ				氏 名				
	氏名又は名称				電 話	内線 ()			
					受給者番号				右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		
理 由	右から 番号を 記入	徴収予定月日	徴収予定額 (上記（ウ）と同額)	月	日	円
		1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がない ため				

3. 普通徴収の場合	
理由 右から 番号を 記入	<p><input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため</p> <p>2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため</p> <p>3. 死亡による退職であるため</p>

【提出先】〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当

特別徴収切替届出(依頼)書

市使用欄												
年 月 日 提出 (宛先) 上尾市長	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 (住所)	〒							上尾市における 特別徴収義務者 指 定 番 号 8	納入書の要否 (新規の場合のみ) 1 → 必要 ⇒ <input type="checkbox"/> 2 → 不要 ⇒ <input type="checkbox"/>	
		フリガナ										
		名 称 (氏 名)								担当者 連絡先	所属 氏名 電話	
		代表者 職 氏 名										
		法人番号										
給与所得者 <small>(納税義務者)</small>	フ リ ガ ナ								普通徴収 切替期別	普通徴収の <input type="checkbox"/> 期以降を特別徴収へ切替希望		
	氏 名									<small>※【注意】②</small> <small>※普通徴収切替期別一覧表</small>		
	生年月日 (西暦で記入)				年		月		日	特別徴収 切替開始月	月分(翌月10日納入期限分)から特別徴収を開始します。 <small>※【注意】④</small>	
	1月1日現在 の住 所 (上尾市の住所)	上尾市										
	現在の住所	<input type="checkbox"/> 上記と同じときは✓点							受給者番号	<small>※【注意】⑤</small>		
									月 割 額 の 連 絡	月 日までに税額確認が必要		

【注意】

- ①納税通知書や領収証書(納付済みの納付書)は添付しないでください。
(普通徴収の納付書も、紛失等により用意できない場合には、添付の省略ができます。)
- ②納期限後または前年度分以前の普通徴収税額、65歳以上の方の年金所得に係る税額は特別徴収への切替えができませんので、本人が直接納めるよう必ずお伝えください。
- ③他の事業所で特別徴収している場合や課税資料が届いていない場合などには、特別徴収できないため処理が保留となることがありますので、ご了承ください。
- ④税額通知のお届けまで最大1ヶ月程度かかりますので、給与事務を考慮して特別徴収切替開始月を記入し、余裕を持って提出してください。なお空欄の場合、受領月の翌々月を切替開始月として処理します。
- ⑤税額通知を電子データで受け取るには、受給者番号の記入が必要です。受給者番号に不備がある場合、書面で税額通知を送付することができます。詳しくは上尾市ホームページをご確認ください。

普通徴収切替期別一覧表

上尾市での受領日	特別徴収へ切替えできる期別
～6月末日(1期納期限)	1期 2期 3期 4期
～8月末日(2期納期限)	2期 3期 4期
～10月末日(3期納期限)	3期 4期
～1月末日(4期納期限)	4期

【提出先】 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

年 月 日 提出 (宛先) 上尾市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	※届出時点での所在地・名称を記入してください。										上尾市における特別徴収義務者指定番号	8							
		名 称 (氏 名)											担当者連絡先	所属							
		代表者職 氏名												氏名							
		法人番号													電話	— —					

◆ 読みを避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日(西暦で記入)					年		月		日
--------------	--	--	--	--	---	--	---	--	---

変 更 前		※変更項目のみ記入してください。										変 更 後		※変更項目のみ記入してください。									
所 在 地 (住 所)	〒											〒											
送 付 先	〒											〒											
フリ ガ ナ 名 称 (氏 名)																							
電 話 番 号	— —										— —												
変 更 理 由 (該当番号を記入)		1. 事務所等移転(登記変更有) 2. 事務所等移転(登記変更無)・送付先変更 5. 給与事務統合・合併【①・②を記入】 6. 分割【①・②を記入】										3. 社名(名称)変更 4. 法人成り・個人事業化【①を記入】 7. その他()											

① 統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する ※給与所得者異動届出書を対象の給与所得者全員分、別途提出する必要があります。										② 統合・合併・分割される事業所	所 在 地 (住 所)	〒										
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する ※給与所得者異動届出書を対象の給与所得者全員分、別途提出する必要があります。											フリ ガ ナ											
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する ※継続使用できない場合は、市役所から連絡することがあります。											名 称 (氏 名)											
	上記 1 ~ 3 を 記 入 ⇒		変 更 後 の 指 定 番 号	8										電話番号	— —								
法人番号												指定番号	8										

【提出先】 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当

特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

年　月　日 提出 (宛先)　上尾市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) フリガナ 名称(氏名) 代表者職氏名 法人番号										eLTAX利用者ID 上尾市における特別徴収義務者指定番号							
												担当者連絡先	所属						
													氏名						
													電話	――――――――					

		変更前 ※変更項目のみ記入してください。					変更後 ※変更項目のみ記入してください。				
特別徴収義務者用		<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)		<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)	
納税義務者用		<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)		<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)	
通知先メールアドレス											

① eLTAXで給与支払報告書を提出する際に設定した「特別徴収税額通知の受取方法」「通知先メールアドレス」を変更する場合に提出してください。

② 「電子データ(正本)のみ」を選択した場合は、通知先メールアドレスを必ず記載してください。

③ 5月に一斉送付する特別徴収税額決定通知における変更は毎年3月15日までに提出(郵送または持参)してください。

④ 年度途中にご提出いただいた場合は、受領日の属する月の翌月分以降の通知発送に反映されます。

⑤ 通知先メールアドレスが手書きの場合のみフリガナを振ってください。

※ 詳しくは、上尾市役所市民税課ホームページをご覧ください。

【提出先】

〒362-8501

上尾市本町三丁目1番1号

上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当

指定番号を必ずご記入ください

※納入書について
通常はOCR用納入書を使用していただき、退職者の退職所得分を特別徴収する場合等必要な時にご使用ください。

埼玉県 上尾市		市民税 県民税 森林環境税	
市区町村コード 112194		領収証書(公)	
口座番号 00160-5-960477		加入者名 上尾市会計管理者	
年月分 8		指定番号	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億千百十萬千百十円	
	退職所得分		
	延滞金		
	合計額		
納期限		年月日	
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 様			
上記のとおり領収しました。 ※納入場所は裏面をご覧ください。		領 收 日 付 印	
(納入者保管)			

上尾市

埼玉県 上尾市		市民税 県民税 森林環境税	
市区町村コード 112194		納入書(公)	
口座番号 00160-5-960477		加入者名 上尾市会計管理者	
年月分 8		指定番号	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億千百十萬千百十円	
	退職所得分		
	延滞金		
	合計額		
納期限		年月日	
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称			
上記のとおり納入します。 ※印は郵便局において使用する欄です。		領 收 日 付 印	
(金融機関又は郵便局保管)			

上尾市

埼玉県 上尾市		市民税 県民税 森林環境税	
市区町村コード 112194		納入済通知書(公)	
口座番号 00160-5-960477		加入者名 上尾市会計管理者	
年月分 8		指定番号	
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億千百十萬千百十円	
	退職所得分		
	延滞金		
	合計額		
納期限		年月日	
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 納			
取りまとめ局 株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (〒330-9794)		領 收 日 付 印	
上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) (受付店→埼玉りそな銀行上尾支店→市)			
退職所得分として納入する金額が生じた場合は裏面の納入申告書を必ず記入してください。 (市保管) 上尾市			

市民税
県民税 納入申告書

上尾市長

年月日提出

(受付印)

年月分 人員 人

退職手当等 の支払金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

特別徴収税額	市民税									
--------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収税額	県民税									
-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特 別 徴 収 義 務 者	住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名稱 法人番号
---------------------------------	--

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

お手数ながらご記入願います。

1 退職した日の属する年の1月1日現在の住所	上尾市
------------------------	-----

氏名		生年月日	
----	--	------	--

勤続年数	年	支払金額	円
------	---	------	---

特別徴収税額	市民税	円	県民税	円
--------	-----	---	-----	---

2 退職した日の属する年の1月1日現在の住所	上尾市
------------------------	-----

氏名		生年月日	
----	--	------	--

勤続年数	年	支払金額	円
------	---	------	---

特別徴収税額	市民税	円	県民税	円
--------	-----	---	-----	---

ご注意

左の納入申告書は退職所得に係る市民税・県民税がある場合にだけその者について記入します。

- 人 員：退職所得に係る市民税・県民税を納入する人員です。
- 支払金額：退職所得に係る市民税・県民税を納入する人に支払った退職手当等の金額です。
- 特別徴収：退職所得に係る市民税・県民税で税額市民税額と県民税額との合計額は納入書（表面）の退職所得分欄の金額と同額になります。

〈納入場所〉

(1) 金融機関

埼玉りそな銀行(上尾市役所内派出所含む)
 りそな銀行 川口信用金庫
 群馬銀行 青木信用金庫
 武藏野銀行 飯能信用金庫
 東和銀行 城北信用金庫
 柏木銀行 中央労働金庫
 大光銀行 さいたま農業協同組合
 埼玉縣信用金庫
 ゆうちょ銀行・郵便局
 (埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局)

※一部金融機関において、窓口での納入取扱いを終了する場合があります。
 詳しくは金融機関へお問い合わせください。

(2) 上尾市役所・支所・出張所

平 方 市 大 石 上 原	支 所 支 所 支 所	大 谷 尾 山 上 尾	支 所 出 張 所 出 張 所
支 所 所 所	出 張 所 出 張 所	支 所 所	出 張 所

〈納入場所〉

(1) 金融機関

埼玉りそな銀行(上尾市役所内派出所含む)
 りそな銀行 川口信用金庫
 群馬銀行 青木信用金庫
 武藏野銀行 飯能信用金庫
 東和銀行 城北信用金庫
 柏木銀行 中央労働金庫
 大光銀行 さいたま農業協同組合
 埼玉縣信用金庫
 ゆうちょ銀行・郵便局

(埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局)

※一部金融機関において、窓口での納入取扱いを終了する場合があります。
 詳しくは金融機関へお問い合わせください。

(2) 上尾市役所・支所・出張所

平 方 市 大 石 上 原	支 所 支 所 支 所	大 谷 尾 山 上 尾	支 所 出 張 所 出 張 所
支 所 所 所	出 張 所 出 張 所	支 所 所	出 張 所

受付印

税税税
民民境
市県林森

長尾市上(宛先)

特別徴収における納期特例の承認申請書

目 月 年

地方税法第321条の5の2及び上尾市税条例第46条の3の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例について承認を受けたいので申請します。

所在 地 所	〒			
給 特 別 徴 支 義 務 払 者 名 称 (氏 名)				
代表 者 氏 職 法 人 番 号				
上 尾 市 に お け る 特別徴収義務者指定番号	8			
関与税理士名	電話			
特例の適用を受けようとする税額				
	月	区 分	給 与 支 払 人 員	給 与 支 払 額
申請日前6か月間の各月末の 當時給与の支払を受ける者の人 員及び各月の支払金額	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
※賞与等の臨時給与の金額を含む。 ※他市町村を含む、事業所全体の 人員及び支払金額	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
※臨時に雇用している者がいる場 合は、常に雇用している者の分 とは別に、上段に記載してください。	年	月	常 時 人	(臨時 人) () 円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合にお いて、やむを得ない理由によるものである ときは、その理由の詳細	年	月	常 時 人	() 円
申請日前1年内に納期特例の承認を取り 消されたことの有無及び取消月日	□ 無	□ 有 ()	年 月	日 承認取消

【注意事項】

申請書の提出は、特例適用を受けようとする月の20日頃までにお願いします。

中華書局影印
新編全蜀王集

受付印

特別徴収における納期特例の承認解除届出書

(宛先) 上尾市長

上尾市税条例第46条の4の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例の要件を満たす旨、届出します。

所在 地 (住所)		〒			
フリガナ					
特 名 (氏 名)					
称 名 (氏 名)					
代 表 者 職 務 者 者		所属			
法人番号		担当者 連絡先		氏名	
上 尾 市 に お け る 特別徴収義務者指定番号		電話		電話	
8				— —	
関与税理士名		電話		— —	
※該当する項目に☑を付けてください。					
届出理由					
<input type="checkbox"/> 1. 給与の支払を受ける者が常に10人未満でなくなったため <input type="checkbox"/> 2. その他 ()					

【注意事项】

1. この届出書を提出した日の属する納期特例の期間から、承認の効力が失われることになります。
 2. この届出書を提出した日の属する月分以前に特別徴収した税額は、その提出した日の翌月10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入してください。

〔例〕この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～3月分⇒4月10日まで ◎4～5月分⇒翌月10日まで

 3. 再度、納期特例の承認を受けようとする場合は、改めて市民税・県民税・森林環境税特別徴収における納期特例の承認申請書を提出してください。

〔例〕この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～3月分⇒4月10日まで ◎4～5月分⇒翌月10日

【提出先】〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納入内訳書

受付印

年 月 日 提出 (宛先) 上尾市長	納入年月日 年 月 日	特 別 徴 収 義 務 者 <small>(給与支払者)</small>	所在地 (住所)	〒	上尾市における 特別徴収義務者 指 定 番 号 8	所属 担当者 連絡先 氏名 電話
	人員計 人		名 称 (氏名)			
	納入税額 円		代表者 職 氏 名			
			法人番号			

退職手当等の支払を受ける者				勤続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額	徴収した税額	他社からの退職手当等（先順位支払）がある場合					
				退 职 区 分	退職所得控除額							
住 所		自 年 月 日	退職手当等の支払金額	市民税	勤 繁 期 間	自 年 月 日	勤続年数	年				
氏 名		至 年 月 日		円	退 职 区 分	□ 一 般 □ 特定役員	市 民 稅	円				
勤続年数	年	（それぞれ☑）	円	県民税	（それぞれ☑）	□ 普 通 □ 障 害						
生年月日	年 月 日	※ 1年未満の端数は切上げ	合 計	万 円	退 職 手 当 等 の 支 払 金 額	円	県民税	円				
個人番号		退職区分(それぞれ☑)			摘 要							
		□一般 □特定役員	□ 普 通 □ 障 害	万 円								
住 所		自 年 月 日	退職手当等の支払金額	市民税	勤 繁 期 間	自 年 月 日	勤続年数	年				
氏 名		至 年 月 日		円	退 职 区 分	□ 一 般 □ 特定役員	市 民 稅	円				
勤続年数	年	（それぞれ☑）	円	県民税	（それぞれ☑）	□ 普 通 □ 障 害						
生年月日	年 月 日	※ 1年未満の端数は切上げ	合 計	万 円	退 職 手 当 等 の 支 払 金 額	円	県民税	円				
個人番号		退職区分(それぞれ☑)			摘 要							
		□一般 □特定役員	□ 普 通 □ 障 害	万 円								
住 所		自 年 月 日	退職手当等の支払金額	市民税	勤 繁 期 間	自 年 月 日	勤続年数	年				
氏 名		至 年 月 日		円	退 职 区 分	□ 一 般 □ 特定役員	市 民 稅	円				
勤続年数	年	（それぞれ☑）	円	県民税	（それぞれ☑）	□ 普 通 □ 障 害						
生年月日	年 月 日	※ 1年未満の端数は切上げ	合 計	万 円	退 職 手 当 等 の 支 払 金 額	円	県民税	円				
個人番号		退職区分(それぞれ☑)			摘 要							
		□一般 □特定役員	□ 普 通 □ 障 害	万 円								

退職区分の「特定役員」には、法人税法上の役員・国会議員・地方議會議員・国家公務員・地方公務員が該当します。

(注)この納入内訳書は、退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額を納入する際に提出してください。

【提出先】 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 市民税課 住民税特別徴収担当

ゆうちょ銀行・郵便局の
指定について

市民税・県民税・森林環境税
の特別徴収税額の納入にゆう
ちょ銀行・郵便局を利用される
場合は、当市の金融機関として
指定しなければなりませんの
で、右の「指定通知書」に利用
されるゆうちょ銀行・郵便局名
を記入し、当初納入される際
に、そのゆうちょ銀行・郵便局
に提出してください。

なお、前年度より引き続き同
一のゆうちょ銀行・郵便局を利
用される場合は、改めて提出す
る必要はありません。

※埼玉県・東京都・神奈川県・
千葉県・群馬県・茨城県・栃
木県及び山梨県外に所在する
ゆうちょ銀行・郵便局が提出
の対象となります。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

年 月 日

支店長 様
郵便局長

上尾市長 畠山 稔
(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額
払込取扱局に指定いたしましたので、通知します。

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 口座番号 | 00160-5-960477 |
| 2. 加入者の名称 | 上尾市会計管理者 |
| 3. 取りまとめ店 | 株式会社 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター |